

# 会計検査院の報告を踏まえた マイナンバー情報連携実態調査（報告書）

# 目次

1. 会計検査院の報告を踏まえた対応
2. マイナンバー情報連携に関する課題と対応の方向性
3. マイナンバー情報連携の好事例

(参考) 調査対象事務の一覧

## マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

7府省庁、2団体、  
451地方公共団体

### 検査の 背景

- ✓ デジタル社会の形成に当たっては、行政のデジタル化に重要な役割を果たすマイナンバー関連制度の活用により**情報連携を推進**
- ✓ 情報連携の対象となる事務を処理する地方公共団体等（情報照会者）が、情報提供ネットワークシステム（情報提供NWS）を使用して、事務の処理に必要な特定個人情報を保有する機関にその提供を求める**マイナンバー情報照会**を実施することにより、**国民の利便性の向上や行政運営の効率化**が図られる
- ✓ 情報連携の対象となっている事務手続は、**全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本**
- ✓ 国は、情報提供NWSを整備し運用するとともに、地方公共団体における情報システムの整備等に対して国庫補助金を交付（平成26年度～令和4年度の整備運用経費**749億円**、補助金交付額**1400億円**）

### 検査の 状況

1. 地方公共団体を情報照会者とする1,258手続について、令和4年度のマイナンバー情報照会の実績をみると、
  - ・ 地方公共団体比率（注）が**0%及び10%未満**の事務手続が多数
  - ・ **50%以上と50%未満**の事務手続とでは、照会件数等の分布の**差異が顕著**⇒ 地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続と過半が利用していなかった事務手続の別に計**200手続を選定**  
（注） 情報照会者とされている地方公共団体数に占めるマイナンバー情報照会の利用実績があった地方公共団体数の比率
2. 地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続（32手続）について、マイナンバー情報照会の実施状況をみると、
  - ・ **延べ1,005地方公共団体**において、マイナンバー情報照会実施率（事務の発生件数に対する照会件数の割合）が**50%未満**
  - ・ **マイナンバー情報照会の活用方策が十分に検討されていないなどの状況**が見受けられた⇒ 事務手続の所管府省庁は、実施状況の**把握が不十分**。デジタル庁は、各地方公共団体の照会件数を所管府省庁に**提供せず**
3. 地方公共団体の過半が利用していなかった事務手続（168手続）について、マイナンバー情報照会の実施状況をみると、
  - ・ 事務の発生件数が年間100件以上の事務手続について、**延べ2,082地方公共団体**において、マイナンバー情報照会実施率が**50%未満**
  - ・ **地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題等**が見受けられた
  - ・ 事務の発生件数が年間100件未満の事務手続について、発行手数料が発生する課税証明書等を提出させるなどの状況が見受けられた⇒ 事務手続の所管府省庁は、実施状況の**把握が不十分**。デジタル庁は、各地方公共団体の照会件数を所管府省庁に**提供せず**

### 所見

- ✓ デジタル庁は、地方公共団体による**マイナンバー情報照会の実施状況**を事務手続の所管府省庁において**把握できるようにするとともに**、マイナンバー情報照会を十分に活用させるよう主導していくこと（上記2、3への所見）
- ✓ 事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の**半数以上**でマイナンバー情報照会が**利用されている事務手続の実施状況を把握**し、地方公共団体における問題の解決に資する**適切な助言を行うこと**（上記2への所見）
- ✓ 事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の**過半**でマイナンバー情報照会が**利用されていない事務手続**についても、特に**国民の利便性の向上や行政運営の効率化等に資する事務手続を優先**して、**実施状況を把握**し、地方公共団体における問題の解決に資する**適切な助言を行うこと**とともに、**地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題の解決に向けて方策を検討**し、**適切に対応していくこと**（上記3への所見）

所見を踏まえ、デジタル庁は、各事務手続の所管府省庁において情報照会の実施状況を容易に把握できるようにする観点から、取得・管理している情報照会件数のデータを事務手続の所管府省庁に提供した。今後も引き続き提供を行う。

## (参考) マイナンバー情報連携に関する附帯決議

◎ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

（令和6年5月29日 参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会）

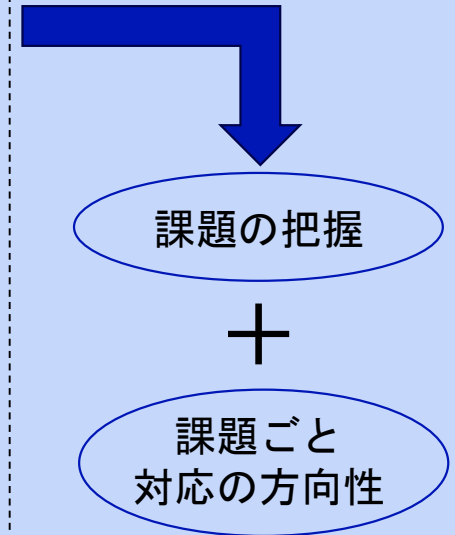
六 マイナンバー制度による情報連携については、添付書類の提出等を省略できる行政手続を情報連携により事務処理することが、国民の利便性の向上や行政運営の効率化等につながることに鑑み、その実施状況を把握するとともに、地方公共団体の実態に合わせて適切な助言を行う等、実施の推進に必要な支援を行うこと。

# 会計検査院の報告を踏まえた対応

- 国民の利便性の向上、行政事務の効率化の観点から、マイナンバー制度による情報連携を推進しているところ、会計検査院の報告を踏まえて、地方公共団体が、情報提供ネットワークシステムを利用したマイナンバー情報連携を実施する上での課題を把握するとともに、課題ごとに対応の方向性を示す。

会計検査院が選定したマイナンバー利用事務のうち、「地方公共団体の半数以上が情報照会を利用している」、または、「地方公共団体の過半が情報照会を利用していなかった事務のうち、事務の発生件数が年間100件以上と見込まれる事務」から、情報照会件数等を踏まえ、以下の9のマイナンバー利用事務を選定し、事務ごとに、事務手続の所管府省庁経由で、オンラインのアンケート形式で調査を実施。

- ・ 地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務（地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律）
- ・ 保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（国民健康保険法）
- ・ 児童扶養手当の支給に関する事務（児童扶養手当法）
- ・ 児童手当の支給に関する事務（児童手当法）
- ・ 介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務（介護保険法）
- ・ 感染症に係る費用の負担又は療養費の支給に関する事務  
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
- ・ 自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務  
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
- ・ 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（子ども・子育て支援法）
- ・ 難病に係る特定医療費の支給に関する事務（難病の患者に対する医療等に関する法律）



- 効率的に情報連携を活用している地方公共団体の取組（好事例）の収集を行い、横展開を図っていく。

11月19日から11月29日にかけて、山形市、小田原市、福岡市、中標津町に対して関係省庁とともにヒアリングを実施。



# 目次

1. 会計検査院の報告を踏まえた対応
2. マイナンバー情報連携に関する課題と対応の方向性
3. マイナンバー情報連携の好事例

(参考) 調査対象事務の一覧

## (1) 情報連携を行うためのシステム整備に関する課題

課題	対応の方向性
情報連携を行うために必要な中間サーバー接続端末※1等を整備できていない。	中間サーバー接続端末等の要件等を示した、中間サーバーの基本要件及びシステム化方式に関するマニュアル等を地方公共団体情報システム機構より提供しており、今後も説明会等を通じて周知に努めていく。

## (2) 情報連携を行うための業務体制の構築に関する課題

課題	対応の方向性
情報連携の実施手順を示したマニュアルや、情報連携の実施を前提とした業務フローを整備することができていない。	情報連携の活用も含めた各事務手続の事務処理要領等については、事務手続の所管府省庁において必要に応じ整備し、随時その更新と周知に努めていく。また、デジタル庁と関係省庁が作成した情報連携業務の一般的なフロー等に関するeラーニングのコンテンツを総務省を通じて地方公共団体に提供しており、今後もコンテンツを更新していく。
事務手続を実施するにあたり、どの情報を情報連携によって収集できるのかわからない。	情報連携対象となる情報は、「データ標準レイアウト関連様式」※2として、デジタルPMO※3に掲載している。また、各事務手続の所管府省庁においても、事務処理要領等の配布や説明会等を通じ、理解を促進していく。
特定個人情報の適正な取扱いがわからない。	個人情報保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を公開している。デジタル庁は、情報提供ネットワークシステムの接続機関のセキュリティ対策として、接続運用規程においてチェックリスト（安全管理措置一覧及び自己点検表）を示しており、引き続き周知に努めていく。

※1：業務担当者が、中間サーバーの機能を使うために接続する端末。

※2：マイナンバー法等で規定される情報連携対象の事務・事務手続、特定個人情報の項目・データ型、情報提供者、情報照会者等の情報を一連のファイルに掲載したもの。

※3：マイナンバー制度に関係する各省庁や地方公共団体、システム開発事業者の担当者が情報共有できるようデジタル庁が開設したコミュニケーションツールサイト。

### (3) 情報連携における事務の効率化に関する課題

課題	対応の方向性
<p>一度に一つの照会先にしか情報照会を実施できないため、複数の地方公共団体等に照会をかける必要がある場合、何度も情報照会を行わなければならない。</p>	<p>地方公共団体において、ワンクリックですべての照会先に一回ずつシームレスに照会するような仕組みを構築する等、各団体の業務システムの態様に応じて機能を付加することが可能である。</p>
<p>最新の情報のみを取得すればよい事務手続については、照会対象期間を指定しなくても、情報照会を行うことができるようにしてほしい。</p>	<p>最新の情報のみを取得すればよい事務手続については、照会対象期間に係る照会条件を設定しないことにより、期間を指定せずに情報照会を行うことが可能な旨、マニュアルに記載しており、更なる周知に努めていく。</p>
<p>照会対象の個人を誤った場合に、情報提供等の記録の追記等の対応を行う必要がある。</p>	<p>誤った個人について情報照会を行った場合については、法令等に基づき情報提供等の記録に追記を行うことが必要となる。 一方で、記録の追記についての事務が手間であるというご意見を考慮し、令和6年末の第三期情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴い、記録の追記についてより事務処理が簡素となるよう見直しを行った。</p>
<p>情報照会に対する回答としてエラーコードが返ってきた際に、当該エラーコードの意味を把握していない場合、照会先に別途問い合わせる必要が生じる。</p>	<p>情報照会におけるエラーコードについては、「外部インターフェイス仕様書 別紙2_エラー分類一覧」において規定しており、これを参照することで、エラーコードの意味を把握することができるようになっている。 一方で、特定のケースにおいて情報照会のエラーが多発するような場合は、何らかの他の原因があることが想定されるため、該当の機関等と個別に対応が必要となる。</p>



## (4) マイナンバー制度に対する理解に関する課題

課題	対応の方向性
<p>地方税関係書類等に、マイナンバーの記載が徹底されていない。</p>	<p>地方税関係書類等の提出時には、マイナンバーを記載することとなっており、地方公共団体において、記載を求めている必要がある。デジタル庁は、地方公共団体を対象とした説明会において、給与支払報告書へのマイナンバー記載に関し、事業者への周知を行うよう呼びかけた。総務省は、個人住民税を課税する各市区町村に対し、特別徴収義務者や納税義務者に対して、給与支払報告書等の提出時にマイナンバーを確実に記載するよう働きかけを行う必要がある旨を複数回にわたって通知しており、今後も呼びかけを続けていく。</p>
<p>公金受取口座の登録が進んでいない。 また、公金受取口座について理解が浸透しておらず、公金受取口座を登録していないにもかかわらず、公金受取口座の利用を希望する者がいる。この場合、地方公共団体において、公金受取口座の情報を得るため、情報連携を実施すると、公金受取口座の登録がないことが判明し、本人に問い合わせを行う必要が生じる。</p>	<p>公金受取口座登録制度の活用により、国民の皆様にとっては給付申請時の手続の負担が軽減され、給付を行う行政機関にとっては給付事務の負担が軽減される。現状、国民の過半数に登録いただいているが、更に登録件数を増やし便益を高めていくことは重要であると考えている。デジタル庁においては、各種媒体を通じた制度の周知や、金融機関経由の登録の実施等、登録促進及び制度の理解に向けた取組を続けていく。</p>
<p>本人からマイナンバーを取得することが困難である場合、住基システム照会または住基ネット照会によって、本人の同意なくマイナンバーを取得してよいかかわからない。</p>	<p>申請者がマイナンバーを記載しない際に、法令で定める事務の遂行のために必要である場合、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを特定するために、住基システム照会または住基ネット照会を行うことが可能である。デジタル庁から発出している「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」や、各事務手続の所管府省庁から発出している留意事項によって、引き続き周知に努めていく。</p>

## (5) 情報連携によって取得できない情報に関する課題

課題	対応の方向性
<p>複数の納税義務者が同一の者を扶養親族であると申告している場合には、重複扶養が生じることから、扶養控除等の認否にあたり、地方公共団体は調査を行って、いずれかの納税義務者の扶養親族とする必要があるが、複数の納税義務者、被扶養者それぞれが異なる市区町村に住んでいる場合等に、現行の情報連携の仕組みでは扶養情報を取得できない。</p>	<p>他の扶養者の有無・所在が不明な場合であっても、地方公共団体が、情報連携によって、他の扶養者が存在する市区町村を把握できるようにする仕組みについて、情報提供ネットワークシステムへの機能追加を含め、検討に既に着手している。</p>

## (6) 副本の最新性や正確性に関する課題

課題	対応の方向性
<p>情報照会先の地方公共団体等の副本登録が遅い、あるいは登録内容が不正確なことがあるため、情報照会によって必要な時期に正確な情報を適時に得ることができない。</p>	<p>デジタル庁は、特定個人情報の正本及び副本登録・更新に係る基本ルールを地方公共団体に公開していることに加え、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」においても、改めて副本登録について、提供する情報の更新周期等に応じて適切な頻度で行い、情報の正確性を確保することが必要であることを周知している。また、個人住民税に係る課税情報について、総務省は、住民登録外の者に対する課税を行った際の、マイナンバーの紐付け及び副本登録の徹底に関する通知を、地方公共団体に対し発出するとともに、昨年秋にフォローアップ調査を実施し、その結果を踏まえ、個別に事情を把握すべき団体への追加調査を行った。今後も適切な副本登録の促進に努めていく。</p>

# 目次

1. 会計検査院の報告を踏まえた対応
2. マイナンバー情報連携に関する課題と対応の方向性
3. **マイナンバー情報連携の好事例**

(参考) 調査対象事務の一覧

# マイナンバー情報連携の好事例（1 / 2）

## 山形市（介護保険課、情報企画課）

（デジタル庁・厚生労働省がヒアリング実施）

- ・ 介護保険料の賦課や介護サービス利用者に係る負担割合等の判定にあたって、他市区町村が保有する地方税関係情報を取得する際、情報照会が可能になる前は、他市区町村に書面を郵送することで照会を行っていた。マイナンバー制度における情報連携の開始に伴い、業務システムからの一括照会を可能としたことで、事務が効率化した。
- ・ 介護保険料の賦課業務においては、前年の地方税情報が解禁された後、短い期間で介護保険料の本算定を実施する必要があるが、一括照会を可能としたことで、以前より余裕を持った作業が可能となっている。



## 小田原市（子育て政策課、情報システム課）

（デジタル庁・こども家庭庁がヒアリング実施）

- ・ 一括照会を行う際には、CSVファイルに事務や手続等の照会内容を表すコードを入力する必要があるが、小田原市においてはExcelを用いて、特定のシートに必要な情報を入力すると一括照会用のフォーマットが自動で整形されるなどの機能を付したツールを作成し、事務の効率化を図っている。
- ・ また、同市では、同ツールの使い方を含めた情報連携マニュアルを独自に作成しており、それらをデジタル改革共創プラットフォーム※等に掲載し、他の地方公共団体にも公開している。



※ 地方公共団体と政府機関の職員が参加できる、ビジネスチャットツールのSlackを活用した「直接対話型」のコミュニケーションプラットフォーム。

## マイナンバー情報連携の好事例（2 / 2）

### 福岡市（財政局納税企画課、納税管理課、データ活用推進課）

（デジタル庁・総務省がヒアリング実施）

- 税の還付について、業務システムから直接情報連携ができず、公金受取口座情報を取得するために、複数のプロセスを実施する必要があるが、RPAを構築することで業務システムを改修することなくプロセスを自動化しており、オンライン申請で受け付けた公金受取口座希望のCSVデータを取り込めば、情報連携まで一気通貫に実施され、還付対象者の公金受取口座情報を取得できるようになっている。
- 還付金口座振込依頼の手続は、オンライン・葉書の双方で申請を受け付けているが、葉書の申請についても、AI-OCR機能で口座情報を読み取りCSV化することでRPAが活用可能となっている。
- そのほか、データ活用推進課において、市独自のマイナンバー利用事務に係る条例の改正や、個人情報保護委員会への情報連携の届出といった市役所内の業務を取りまとめるなど、情報連携を適切に行うための各課の取組を支援している。



### 中標津町（子育て支援課、総務課）

（デジタル庁・こども家庭庁がヒアリング実施）

- 特に情報照会の実施件数が多かった地方税情報等について、以前は限られた専用の端末から情報照会を行う必要があったが、業務システムからの情報照会を可能としたことで、事務の効率化に繋がった。なお、改修にあたっては、北海道自治体情報システム協議会の主導の下、複数の地方公共団体で同時に改修を実施したため、効率的なシステム導入が可能であった。
- 小田原市が作成し、デジタル改革共創プラットフォーム上で公開しているツール及びそのマニュアルを参考とし、一括照会を実施した。
- その他、住民からの希望に応じ、マイナンバー制度に関する出前講座を実施し、マイナンバー制度に対する理解の促進を図っている。



# 目次

1. 会計検査院の報告を踏まえた対応
2. マイナンバー情報連携に関する課題と対応の方向性
3. マイナンバー情報連携の好事例

**(参考) 調査対象事務の一覧**

## 調査対象事務の一覧

事務名	実施主体	手続の例	省略可能な書類の例
地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務（地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律）	市区町村（固定資産税に係る事務の実施主体は市町村のみ）	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用、国民健康保険税の賦課（課税額算定の手続）、過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付	課税証明書、預金通帳の写し
保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（国民健康保険法）	市区町村又は国民健康保険組合（本調査の調査対象は市町村のみ）	国民健康保険料の賦課	課税証明書
児童扶養手当の支給に関する事務（児童扶養手当法）	都道府県・市・福祉事務所設置町村	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	身体障害者手帳、入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し
児童手当の支給に関する事務（児童手当法）	市区町村	現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）	課税証明書
介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務（介護保険法）	市区町村	保険料賦課要件の確認	課税証明書
感染症に係る費用の負担又は療養費の支給に関する事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）	都道府県・保健所設置市	療養費の支給（公的給付支給等口座登録簿関係情報）	預金通帳の写し
自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	都道府県・市区町村	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	生活保護受給証明書
子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（子ども・子育て支援法）	市区町村	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
難病に係る特定医療費の支給に関する事務（難病の患者に対する医療等に関する法律）	都道府県・指定都市	特定医療費の支給認定（所得の確認）	課税証明書

# デジタル庁

Digital Agency